

## ⑭ 屋外広告物の表示には許可が必要です

屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、立看板、はり紙、はり札のほか、広告塔、広告板、建物等に掲出されたものをいいます。

これら屋外広告物の表示は、まちの良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害の防止の観点から、一定のルールがあり、笠間市では、茨城県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の表示場所、表示面積、高さ等を規制しています。

屋外広告物を表示するときは、原則として市長の許可が必要です。まちの良好な景観のために、屋外広告物を表示するときは許可を受けましょう。

また、9月は茨城県の「屋外広告物美化強調月間」で、屋外広告物の適正な表示を徹底し、うらおいのある美しいまちづくりを推進しています。

みなさまのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

### 主な規制の例

#### 1 自己の店舗等から離れた場所に表示する場合

「禁止地域」「禁止物件」には、原則として広告物を表示できません。

禁止地域：道路または鉄道の敷地境界から一定の範囲内(一部の用途地域内を除く。)、信号機の付近、道路標識の付近等

禁止物件：信号機、道路標識、街路樹等

#### 2 自己の店舗等に店名、取扱商品名等を表示する場合(自家広告物)

高さ、色彩、形態等の基準を満たし、合計面積が一定以下の自家広告物は、禁止地域でも表示することができます。

なお、一定規模以上の自家広告物を表示する際には、市長の許可を受ける必要がありますので、お問い合わせください。

問 都市計画課(内線 586)

## ⑮ 違反広告物の撤去を行います

市では、まちの良好な景観を維持するために、屋外広告物法に基づき簡易除却措置が認められている違反広告物の撤去活動を市内全域で行います。

なお、除却(撤去)した広告物は、後日、種類、数量、撤去場所等を公示します。

日時 9月23日(水)～30日(水)

対象 無許可で街路樹、電柱、道路標識、ガードレール、歩道柵等に掲出されているはり紙、はり札、立看板、広告旗等の広告物

問 都市計画課(内線 586)

## ⑯ 秋の全国交通安全運動を実施します

市内においても高齢者の交通事故が多発しています。私たちひとり一人が交通ルールを守り、マナー意識の向上に努めましょう。運動の実施期間は、9月21日(月)～30日(水)までの10日間で、9月30日(水)は「交通死亡事故ゼロを目指す日」です。運転者は、子どもや高齢者を見かけたらその行動に充分注意し、減速・徐行・一時停止するなど思いやり運転に努めましょう。

【スローガン】 夜道こそ 自分をアピール 反射材

【運動の重点】(1) 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保

(2) 高齢運転者等の安全運転の励行

(3) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

問 市民活動課(内線 135)